

住宅改修費支給申請書（事前申請）の取下について

住宅改修費支給申請書（事前申請）を受付後、被保険者が入院または身体状況の変化等により、住宅改修工事を取りやめた場合、“住宅改修費支給申請に係る取下申請書”の提出が必要です。

<受付方法> 窓口・郵送

<提出者> 本人・家族・ケアマネージャー等

<様式> 別紙にてご確認ください。

取下申請書を受理後、申請書類を被保険者の住民票住所地に郵送にて返却します。
(※返却不要の場合は申請書提出時に申し出てください。)